

変更箇所について

変更後	変更前
(事業) 第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①<u>住民活動支援</u> ②<u>コミュニティビジネス支援</u> ③<u>地域ツーリズム開発・プロモーション</u> ④<u>地域づくり事業のコーディネート</u> ⑤<u>商品開発・販路開拓支援</u> ⑥<u>情報受発信</u> ⑦<u>講師派遣・視察受入</u> (2) その他事業 ①物品販売の事業 ②その他関連する事業 2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。	(事業) 第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①住民の地域社会に対する貢献活動の支援事業 ②まちづくりに関する情報収集、加工、発信事業 ③地域を活性化させるための人材を育成する事業 ④つきさら起業基金造成運用事業 ⑤起業家育成事業 ⑥パートナーシップ推進事業 ⑦まちづくりの調査、研究、コーディネート事業 ⑧コミュニティカレッジの開催 (2) その他事業 ①物品販売の事業 ②その他関連する事業 2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。
(招集) 第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 <u>総会は正会員が会場に参集するほか、IT・ネットワーク技術（Web 会議）を活用し開催することができる。</u>	(招集) 第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項及び前項に規定する開催方法を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。	少なくとも5日前までに通知しなければならない。
(議事録) 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が「署名」または「記名、押印」しなければならない。	(議事録) 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
(招集) 第34条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。 3 <u>理事会は会場に参集するほか、IT・ネットワーク技術(Web会議)を活用し開催することができる。</u> 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項及び前項に規定する開催方法を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。	(招集) 第34条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファックス又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
(議事録) 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にある場合は、その旨を付記すること。)	(議事録) 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書

(3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が<u>「署名」または「記名、押印」</u>しなければならない。	面表決者にあつては、その旨を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
--	--